



公益財団法人日本YMCA同盟 スタッフ【嘱託職員】

同盟四谷事務所 勤務条件等

1. 契約期間と試用期間

<契約期間>

- ・ 2016 年 4 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日までの 1 年間。但し、勤務開始が 4 月 1 日以降の場合は、双方協議の上、終了日を決定します。
- ・ 勤務成績が良好、適性があると認められる等、契約の更新基準を満たす場合は、契約満了後、労働契約の更新が可能です。ただし、労働契約の通算契約期間は、5 年を超えないものとします。

<試用期間>

- ・ 試用期間は、採用後 3 ヶ月間といたします。
- ・ 試用期間は、正式採用後、勤続年数に算入されます。

2. 勤務日／勤務時間と休日

<勤務日>

- ・ 勤務日は、原則として月曜日から金曜日の週 5 日間です。

<勤務時間>

- ・ 勤務時間は、午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで（休憩 1 時間）です。
- ・ 業務の都合により、時間外勤務を命じることがあります。

<休日>

- ・ 休日は、土曜日・日曜日・祝日・クリスマス（12 月 25 日）・年末年始です。
- ・ プログラム・委員会等の日程によっては、休日に勤務を命じることがあります（振替の休日制度があります）。

3. 年次有給休暇

採用の日から半年後に年次有給休暇（10 日間）を付与します。